

外為法等改正に伴う学内の対応に係る説明会

～「特定類型アプローチ」の適用に伴う安全保障輸出管理について～

令和4年5月9日（月） 11:00～

令和4年5月10日（火） 15:00～

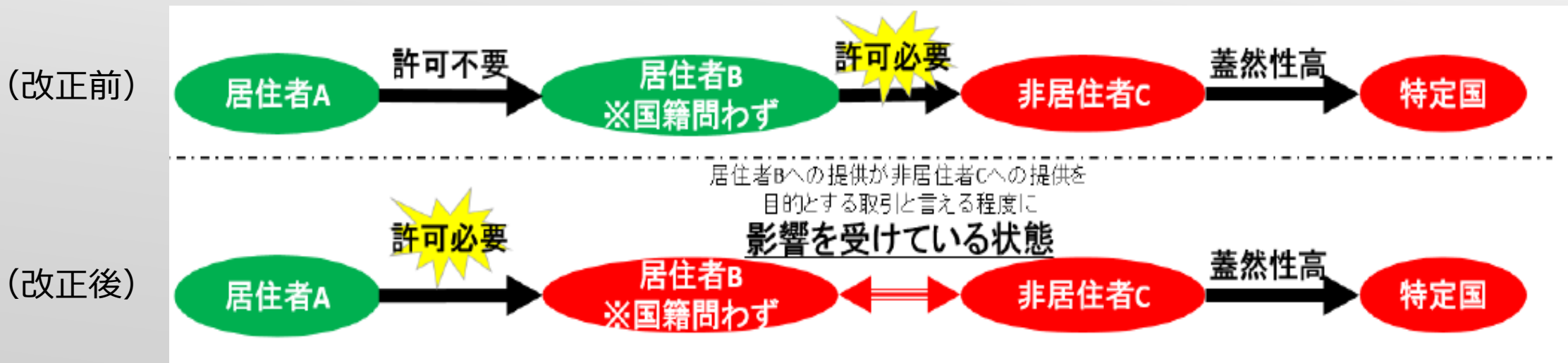
研究推進課安全保障輸出管理担当

アジェンダ

- ▶ 1. 改正概要と大学に求められている対応について
- ▶ 2. 安全保障輸出管理の届出について
- ▶ 3. 学内から寄せられた質問の紹介
- ▶ 4. 質疑応答




改正の概要（みなし輸出管理の明確化）

- ▶ 改正前：外国人又は非居住者に対する機微技術の提供を規制、審査対象としていた。
- ▶ 改正後：上記に加えて、居住者（邦人を含む）が非居住者の影響を強く受けている場合、**非居住者に対する提供とみなして対外取引規制の対象とする。**



判断方法：特定類型アプローチとは



- ▶ 非居住者の影響・・・外国政府等・外国法人等からの影響
- ▶ 非居住者からの強い影響を受けている場合、非居住者に対する提供とみなして対外取引規制の対象とする考え方⇒「特定類型アプローチ」
- ▶ 特定類型を①から③に分類

特定類型の種類	定義
 特定類型①	契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者 ⇒ 雇用されている者
 特定類型②	経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 ⇒ 奨学金等の金銭を個人的に授受している者
 特定類型③	上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者 ※ 類型③該当者については、経済産業省が大学へ連絡

▶ **大学が把握**

判断方法：実務について

- ▶ 経済産業省が示すガイドラインに従い、特定類型該当者を把握

特定類型の 種類	対象者	対応
 特定類型① 外国政府等・外国 法人等に雇用され ている者	当該居住者が提供者の指揮命令 下にある場合 ⇒ 大学に雇用されている教職員	<ul style="list-style-type: none">・ 5月1日以降に大学へ採用される教職員 ⇒ 誓約書による自己申告 <small>誓約書はHPへ掲載</small>・ 5月1日前から雇用されている教職員 兼業を対象 ⇒ 兼業申請書において自己申告 ⇒ (該当する場合) 誓約書による自己申告 <small>※単発の兼業は海外からの影響が弱いため除外</small>
 特定類型② 奨学金等の金銭を 個人的に授受して いる者	当該居住者が提供者の指揮命令 下でない場合 ⇒ 学生等	<ul style="list-style-type: none">・ 入学出願時の書類から、該当性を判断

情報共有

- ▶ 誓約書の取得・書類からの判断により該当性を確認したら、「特定類型該当者事前登録シート」へ該当者の情報を入力し、提出する。（電子申請システム（コラボフロー）を利用）

安全保障輸出管理 特定類型該当者事前登録シート				
申請日	2022年5月2日		申請番号	
申請者	システム管理者		職名	Administrator
メール	krisk@hirosaki-u.ac.jp		内線	1234
受入予定者情報				
受入カテゴリ (学生の場合は 身分も選択)	<input type="checkbox"/>	学生	--- 未選択 ---	
	<input type="checkbox"/>	研究者・教員	雇用関係がある場合の職名: <input type="text"/>	
	<input type="checkbox"/>	訪問者		
	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="text"/>	
氏名※	<input type="text"/>			
出身組織※ (履歴全て)	<input type="text"/>			
	ファイル添付の場合→	<input type="button" value="ファイルの選択"/>	ファイルが選...れていません	
特定類型該当性	--- 未選択 ---	該当性の根拠※	<input type="text"/>	
誓約書添付欄	取得している場合は添付願います		<input type="button" value="ファイルの選択"/>	ファイルが選...れていません
受入予定期間	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	
受入予定先情報 (記入時点で把握している情報を入力)				
部局名	--- 未選択 ---			
学科・研究室・ 講座・配属先等	<input type="text"/>			
指導教員	<input type="text"/>			
その他連絡欄	<input type="text"/>			
その他添付欄	<input type="button" value="ファイルの選択"/>	ファイルが選...れていません		

<情報共有の流れ>

事前登録シートを提出



研究推進課へ情報共有



すべての部局（安全保障輸出管理担当者）へ
情報共有



各部局の技術提供を行う教職員へ通知

**※技術提供が行われる前に、安全保障輸出
管理の事前確認が必要です。**

安全保障輸出管理の届出

- ▶ 特定類型該当者へ技術提供を行う際は、**影響を与えている非居住者が審査対象**
- ▶ **特定類型該当者及び影響を与えている機関・非居住者等の情報を入力**

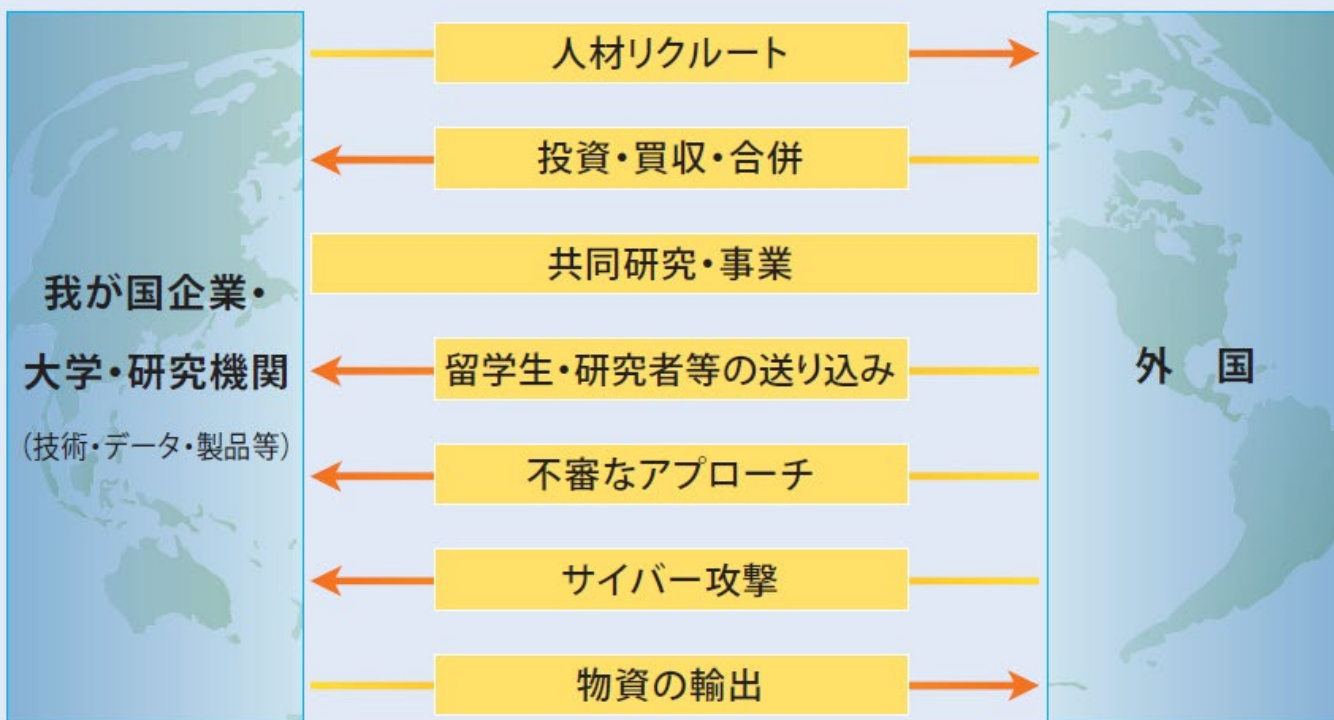
安全保障輸出管理 事前確認シート〔技術の提供・貨物の輸出〕			
申請日	2022/05/02		申請番号
申請者	システム管理者	職名	Administrator
メール	krisk@hirosaki-u.ac.jp	内線	1234
取引内容の詳細			
技術の名称*			
貨物の名称*	<small>※GPS、ドローン、遺伝要素（アミダ等）はリスト規制対象品につき、該非判定書類の添付必須 <small>※成果有体物を輸出する方は届出書を所屬部局を通して本学知財部門に必ず提出してください</small> </small>		
用途・用件*			
相手先	氏名・名称*		
	所属先*		
	住所*		
	特定類型該当性*	<input type="radio"/> 該当せず <input type="radio"/> 特定類型① <input type="radio"/> 特定類型②	<small>※特定類型①または②に該当する場合、下記「仕向国」は該当性の根拠となる国・地域を入力してください</small>
仕向国	国・地域*		
仕向国	仲介者*	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	
	経由地*	<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり	
取引予定期間*			
輸出規制・懸念度の確認			
※海外への貨物の輸出・非居住者への技術提供については、これまでの対応と同様です。			
弘前大学 安全保障輸出管理HP		https://www.innovation.hirosaki-u.ac.jp/horei/anzehosho	

特定類型該当性に関する項目を追加

※海外への貨物の輸出・非居住者への技術提供については、これまでの対応と同様です。

機微技術の流出が無いよう、管理徹底にご協力願います。

想定される流出経路



共同研究・事業

～技術・データの持ち出し～

一緒に頑張りましょう!

本当は... 技術・データ

経歴偽装による在籍

～留学生・研究者等の送り込み～

警戒心を持たれることを回避

実は軍に所属

先端研究をしている大学・研究室等に応募

人材リクルート

～技術に精通している従業員の引きき～

弊社に来ませんか?
今の2倍の収入を約束します

技術開発に携わっている従業員

投資・買収・合併

～影響力を行使して意思決定に関与～

株券

大量の株式取得

影響力行使

不審なアプローチ

～従業員との1対1の関係構築～

今度外部で会いませんか?

出展企業の従業員

産業展示会会場

サイバー攻撃

～企業や大学等が保有する秘密情報の窃取～

攻撃

営業秘密

攻撃

技術情報

参考資料

- ▶ [安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版](#)
令和4年2月 経済産業省貿易管理部
- ▶ [「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A](#) 令和4年4月14日改訂 経済産業省
- ▶ [経済安全保障の確保に向けて～技術・データの流出防止～](#) 2021年度版
公安調査庁

質疑応答

▶ 学内から寄せられた質問について

質 問	回 答
<p>1. 他大学から名誉教授等の称号を与えられている場合は、特定類型に該当しますか。</p>	<p>該当しません。</p>
<p>2. 改正では、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、特定類型の該当性を報告することを求めていると解される、とあるため、兼業開始による誓約書の取得は不要ではないでしょうか。 ※外為法等新旧対照表 別紙1-3(2)ア 参照</p>	<p>就業規則に基づく確認と誓約書による確認は互いに補完するものと考えているため、誓約書を取得いただく必要があります。 (弘前大学では1stステップとして兼業の申請書において自己申告を行うこととします。)</p>
<p>3. 特定類型該当者へ技術提供を行う際に安全保障輸出管理の届出が必要とのことですが、どのような場合が想定されるでしょうか。</p>	<p>例えば教員が学生の方へ、機微技術の提供を含む学術指導を行う場合や、機微技術を扱う教員の業務をその他の教職員が補助する場合等です。</p>

質疑応答

質問

4. 他機関へ情報提供を行う場合は、特定類型の該当性を確認する必要がありますか。

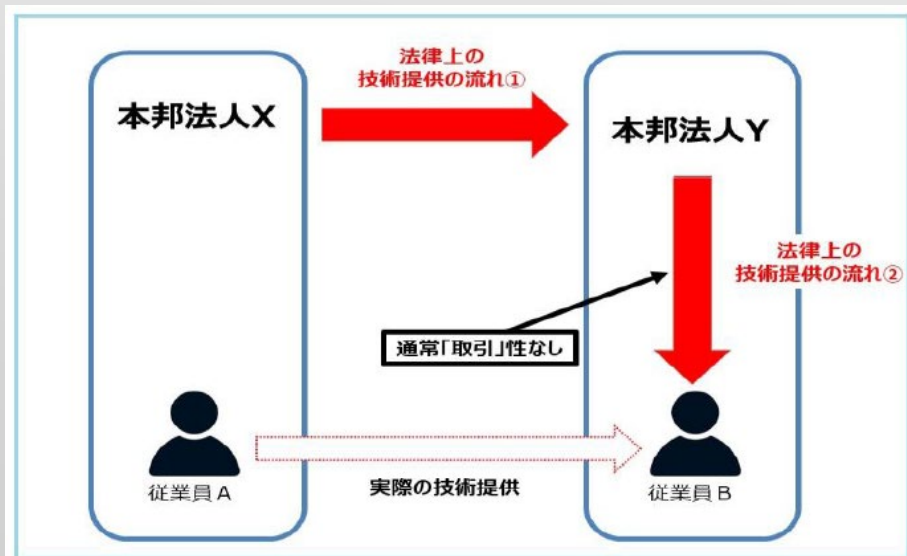
回答

日本の研究機関への技術提供は、国内における法人同士の取引となるため、外為法の規制対象外となります。

※ただし、共同研究契約等の契約を締結している場合は、「取引」に該当するため、相手機関が確認をする必要があります。

また、相手機関の学生に対する技術提供の場合は、学生と相手機関が雇用関係に無いことから、提供する機関が情報を受け取る学生に、特定類型の該当性を確認する必要があります。

【対教職員の場合】



【对学生の場合】

